

## 優先交渉権者の決定について

杉戸町は、(仮称)生涯学習センター整備等事業をPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づくPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成14年9月12日、本事業を「特定事業」として選定しました。

また、平成14年9月18日、同事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集したところ、5グループの事業者から応募がありました。

その後、「(仮称)生涯学習センター整備に係る民間事業者選定委員会」において、事業者から提出された提案書の審査及び評価を行ってきましたが、このたび、審査が終了し、優先交渉権者が選定されました。

杉戸町は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定しましたので、ここに、お知らせします。

平成15年3月27日

杉戸町長 小川 伊七

### 1 優先交渉権者

大成・佐藤総合・太平グループ

### 2 事業名

(仮称)生涯学習センター整備等事業

### 3 対象となる公共施設の種類

名 称

(仮称)杉戸町生涯学習センター

建設計画地

杉戸町大字大島字沼地内

### 4 事業内容

下記の部門から構成される生涯学習センターの整備・運営維持管理を実施する。

- ・総合共通部門
- ・資料・情報部門
- ・学習・創造活動を支援する部門
- ・管理・運営部門

また、付帯事業として隣接する運動広場の運営維持管理業務も実施する。

## 5 今後の予定

町及び優先交渉権者は、本結果の公表後、速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを開始します。

また、町は、平成 15 年 7 月までに、優先交渉権者が設立する特別目的会社（SPC）との間で事業契約を締結する予定です。

ただし、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者であるダイヤモンドリースグループに事業契約の締結に係る協議を申し入れる予定です。

なお、PFI 法第 8 条に基づく客観的な評価の結果については、事業契約の締結後、速やかに公表する予定です。

以 上